

東住吉区 空き家活性化サポーター 認定基準

令和2年4月1日

区内外の不動産関連事業者が、空き家活性化サポーターに期待される役割を発揮いただくために、次の通り認定基準を定めます。

1. 初めて空き家活性化サポーターになる場合

空き家問題に関する問題意識を共有いただくために、下記の要件を全て備えた場合に、空き家活性化サポーターとして認定します。ただし、事務局がサポーター認定する上で支障があると判断した場合は、認定しない場合があります。

- (1)登録用紙に必要な事項が全て記入されており、記入事項に虚偽や誤りがないこと。
- (2)東住吉区内および区外近隣エリアに位置する宅地建物取引業^(※1)、建築士事務所^(※2)、建設業^(※3)等の不動産関連事業者または空き家対策に取り組む専門家^(※4)であり、東住吉区内の空き家対策に取り組む意欲があること。
- (3)実務を担当している社員(経営者自身を含む)が、下記のいずれかの内容を含む、区が主催する勉強会に参加していること(勉強会途中で、30分以上席を離れていた場合は、「参加していた」とは認めません)
 - ①空き家問題の現状と課題
 - ②長期空き家物件の活性化策(補助制度の紹介など)
 - ③流通していない空き家物件の活性化のための取り組み
- (4)区内の空き家リノベーションの事例共有のために開催される「まちあるきイベント」に参加すること。
- (5)大阪市暴力団排除条例第2条の規定するものではないこと。
- (6)過去5年以内に、宅地建物取引業法、建築士法もしくは建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。

※1 宅地建物取引業法第3条に基づく免許を受けている者。

※2 建築士法第23条に基づく建築士事務所登録を受けている者。

※3 建設業法第3条に基づく建設業許可を受けている者。

※4 空き家対策に取り組む専門家とは、弁護士、司法書士、相続士、税理士、ファイナンシャルプランニング技能試験1級の者。

2. 空き家活性化サポーターの認定を更新する場合

下記の要件を全て備えた場合に、空き家活性化サポーターの認定を更新します。ただし、事務局がサポーターの認定を更新するのに支障があると判断した場合は、認定しない場合があります。

- (1)登録事項に虚偽や誤りがなく、変更があった場合は速やかに変更手続きがなされていること。
- (2)「1. 初めて空き家活性化サポーターになる場合」の(2)・(5)・(6)に該当すること。
- (3)「1. 初めて空き家活性化サポーターになる場合」の(3)もしくは(4)に該当すること、または区またはサポーターが主催する空き家相談会・セミナー・サポーターミーティングに参加すること。

当該基準は、令和2年4月1日現在のものであり、当制度の効果的な運用を図るために、事前の通告なしに変更する場合があります。